

第3章 目指すべき方向と施策の進め方

基本目標Ⅰ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確立に向けた社会づくり

*ワーク・ライフ・バランスとは、仕事とそれ以外の活動との調和がとれ、その結果どちらもが相乗的に充実するという考え方やそのための取り組みのことです。仕事以外の活動には、家事・育児や介護だけではなく自己啓発の学習や趣味、ボランティア活動など多様な活動が含まれます。また、各自のライフスタイルやライフステージに合わせて、柔軟に働き方を選べること、そのために働き方を見直すことがワーク・ライフ・バランスです。ワーク・ライフ・バランスが確立されるならば、仕事と家庭生活や地域活動との両立が可能となります。

国は、2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」を公布し、事業主に雇用者の子育てを支援する計画を策定する義務を定めました。さらに、2007（平成19）年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」を策定、2010（平成22）年には、「労働基準法」及び「育児介護休業法」を改正し、労働時間の短縮や休業の確保に向けて法的整備を進めてきました。

市においても、これらの制度を活用しながら、仕事とそれ以外の活動の調和の取れた社会づくりを目指します。

基本 施策

1 家庭生活における男女共同参画の推進

《現状と課題》

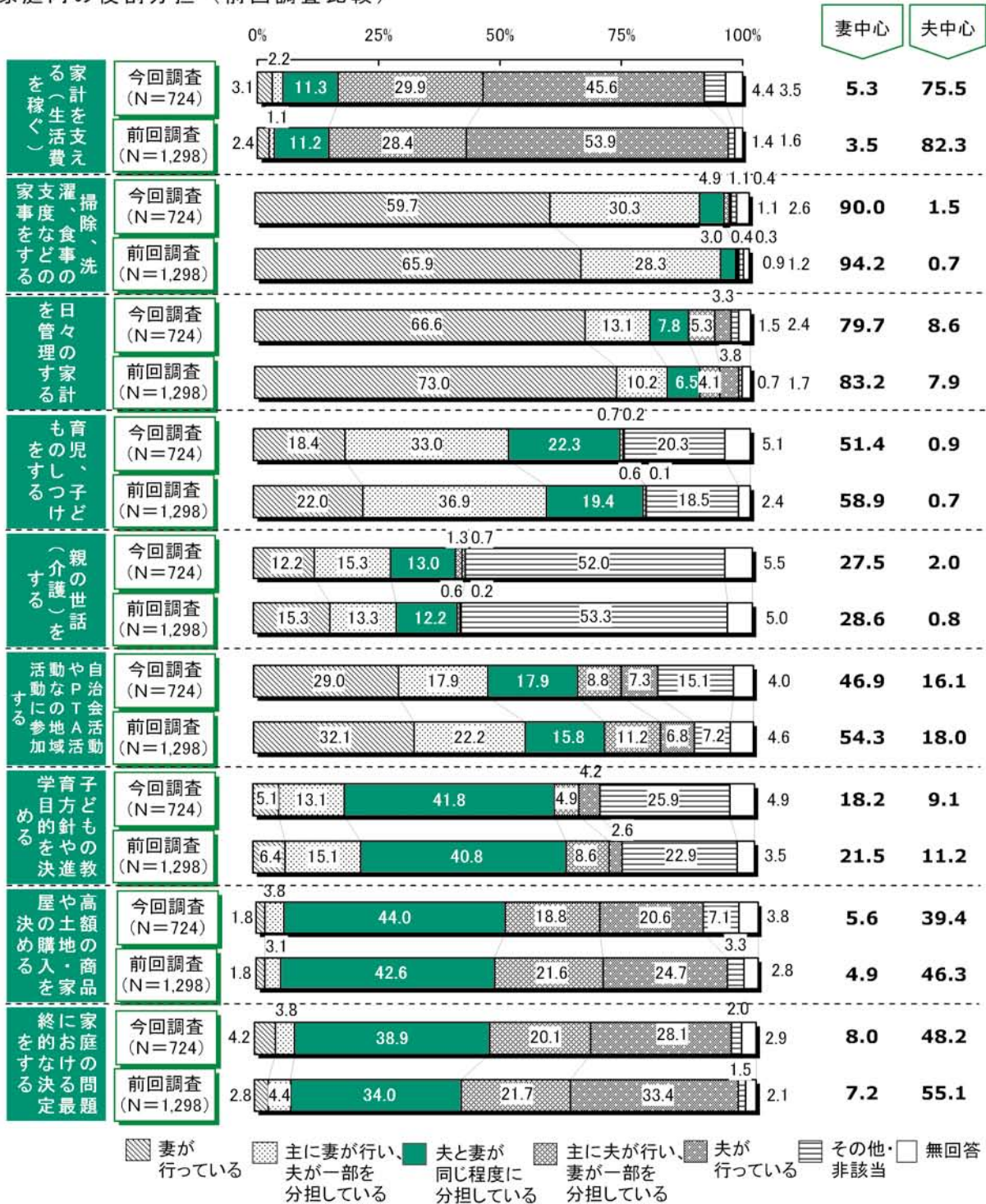
平成20年調査によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に約半数の人が賛成しており、依然として固定的な性別役割分担意識は根強いことがわかります。また、実際の家庭内での役割分担についても「掃除、洗濯、食事などの家事」「育児、子どものしつけ」「親の世話（介護）」など、いずれも妻が中心に担っています。一方で、女性の就労率は高くなっており、家庭責任だけでなく仕事の責任も担う女性の二重負担は大きな課題となっています。

子育てや介護にたずさわる家族が、また高齢者、障害者、子ども一人ひとりが自らの個性や能力を發揮することができるよう、支援制度を整えていきます。

高齢者や障害者への生活支援サービス、介護が必要な高齢者や障害者のいる家族

の相談の場や情報の提供など、支援策を充実していきます。男女がともに育児と仕事を両立させられるよう、子育て支援体制を整備するとともに、ひとり親家庭等への支援を図ります。また、自立して主体的に家庭参画できるよう男性を対象とした啓発事業を実施します。

● 家庭内の役割分担（前回調査比較）



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

施策の取り組み（１）高齢者・障害者への支援

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実を図ります。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
高齢者の社会参画の支援	高齢者の雇用・就業機会の確保の推進や社会参加の促進を図るため地域で活躍できる場・機会の提供を図り、高齢者が地域社会の中で充実した生活が送れるように支援します。	新規	男女共同参画推進課
		新規	保健福祉政策課
高齢者福祉サービスの充実	要介護状態になっても、高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活が継続できるよう、サービスの提供や支援を行うとともに、高齢者を介護する家族等の負担軽減を図ります。	新規	*地域包括支援センター
発達障害支援事業の推進	発達支援に関わる庁内関係部署、庁外関係機関と連携し、保護者が安心して子育てができるよう適切な支援構築を推進します。	継続	*発達支援センター
障害者福祉サービスの充実	障害のある人が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、利用者のニーズにあった様々な障害福祉サービス等の支援を行うとともに、障害のある人を介護する家族等の負担軽減を図ります。	新規	福祉課
相談支援事業の充実	障害のある人や、家族等の悩み、直面している課題に関する相談への対応や、適切な支援を受けるためのサービス内容の理解促進のため、障害の特性に応じた相談支援事業を地域生活支援センター等に委託し、支援体制の充実を図ります。	新規	福祉課

施策の取り組み（２）ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭が不安を抱え込まず、自立して地域で生活することができるような支援策の充実を図ります。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
相談事業の充実	家事・育児の孤立化や不安等を抱え込まないよう、相談事業の充実や周知を図ります。	継続	男女共同参画推進課
就業・自立支援事業の推進	ひとり親家庭等の自立に必要な情報の提供を行います。	継続	子ども家庭課

施策の取り組み（３）子育て中の親への支援

男女がともに育児と仕事を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
子育て支援事業の充実	男女が協力して家事や育児に取り組むよう意識啓発を行います。	継続	男女共同参画推進課
	子育て支援センター、サロン、各コミュニティセンター等子育て中の親同士の交流・体験・学習の場として子育て支援の充実を図り、男女共同参画意識向上を目指した子育て支援事業を推進します。	継続	子ども育成課
子育て支援と相談事業の充実	相談窓口の充実を図り、ひとり親家庭等の自立や子育て家庭への経済的支援を行います。	継続	子ども家庭課
保育サービスの充実	仕事と子育ての両立を支援し、市民が安心して働くことができるように、より充実した多様な保育サービスを提供します。	継続	子ども育成課
学童保育事業の充実	より安全で安心な学童保育事業が実施されるよう、保護者会や指定管理者と協議をしながら仕事と子育ての両立支援の充実を図ります。	継続	子ども育成課
就学援助の周知	広報紙や学校を通じた周知、現受給者への通知などにより就学援助制度の周知を図ります。	新規	教育政策課

施策の取り組み（４）介護に対する支援

介護について男女がともに担っていくことができるよう、制度の周知や情報提供を行うとともに家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
介護保険制度の周知・情報提供	市広報紙、ホームページ等を活用し、介護を社会全体で支えるという制度の周知、情報提供を行います。 介護保険べんり帳を作成し、介護保険サービス等の説明を行います。	継続	介護保険課
介護保険サービスの充実	住み慣れた地域で介護サービスを受けることができるよう、日常生活圏域に*地域密着型サービスの基盤整備を行います。	継続	介護保険課

施策の取り組み（５）男性の家事・育児・介護参加促進の啓発

男性の日常生活の自立と子育てや介護への参加を促す事業への参加を進めていきます。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
男性の事業参加の促進	男性の日常生活における自立を促し、家庭参画促進に役立つ事業を実施します。	新規	男女共同参画推進課
	家庭教育学級、子育て支援センター、サロン等において男女共同参画意識向上を目指し、男性の事業参加を促します。	新規	子ども育成課

基本
施策

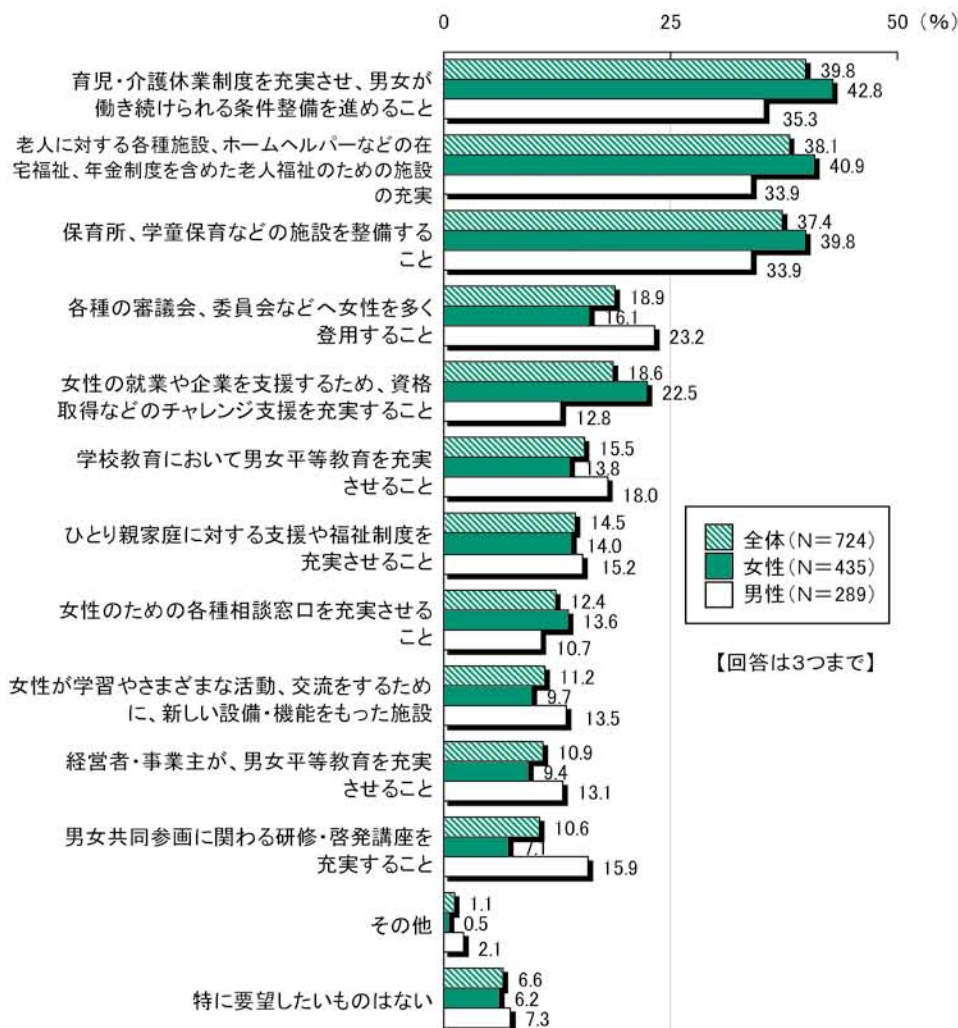
2 両立しやすい職場環境づくり

＜現状と課題＞

平成20年調査によれば、「女性も男性も仕事をもって、家事・育児は共同で分担すべきである」という考え方には7割が賛成しており、仕事と家庭の両立を、多くの人々が望ましいものと捉えています。しかしながら、現実には仕事の責任と家庭責任の双方を担うことは困難な状況です。また、固定的な性別役割分担意識も依然として根強く残っており、男女がともに仕事とそれ以外の活動とバランスのとれた生活を実現するには、意識の改革が必要です。家庭の状況の変化に合わせて、家事・育児や介護と仕事との調整を図っていくことは、自分自身の充実した生活を送る権利でもあるという意識を広く啓発することが重要です。

仕事と家庭との両立には、労働者はもちろん事業主の意識改革も求められます。事業主に対して啓発を行い、両立支援の取り組みを促します。

● 男女共同参画社会実現のために行政に望む政策



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

施策の取り組み（１）仕事と家庭の両立の意識づくり

仕事と家庭・地域生活の調和を図るよう市民や事業主へ意識啓発を進めていきます。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
啓発の促進	市民に対して、男女がともに家庭責任を担い、仕事と家庭の両立を図ることができるよう啓発や情報提供を行います。	新規	男女共同参画推進課
	「*宗像市職員人材育成ビジョン」や「宗像市特定事業主行動計画」の推進を図り、職員に対して仕事と家庭の両立の意識づくりを行います。	新規	人事課

施策の取り組み（２）仕事と家庭の両立支援の促進

仕事と家庭の調和が図れるよう事業主へ両立支援の取り組みを促します。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
企業への啓発促進	事業所に対して、仕事と家庭の両立を図ることができるよう、啓発や両立支援の取り組みを促します。	新規	男女共同参画推進課

施策の取り組み（３）男性の育児・介護休業等の取得啓発

男性の育児・介護休業の利用が進むように職員をはじめ、市民や事業所などの意識改革を進めます。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
制度等の周知及び情報提供	男性が休暇を取得しやすい環境の整備や意識啓発を図るため、市民や事業所に対して制度の周知や情報提供を行います。	継続	男女共同参画推進課
	国が進める男性の育児・看護休暇の取得について「*宗像市特定事業主行動計画」や「宗像市職員人材育成ビジョン」に基づき、職員へ情報提供を行います。	継続	人事課



基本目標Ⅱ

一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

現在、男女共同参画社会基本法制定から10年、女子差別撤廃条約批准から30年が経過しました。基本法の制定は女子差別撤廃条約の批准が大きな契機となりました。男女共同参画社会とは、個人としての尊厳が尊重される社会、差別のない社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。また、1994（平成6）年のカイロ「国際人口・開発会議」においては、性と生殖に関する健康と権利（*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）という概念が提唱され、この権利が女性の人権であるという認識が広がりました。

家庭、職場、地域において、安心して生活できるよう、あらゆる暴力を撤廃し、男女共同参画の視点から安全なまちづくりを目指します。

基本 施策

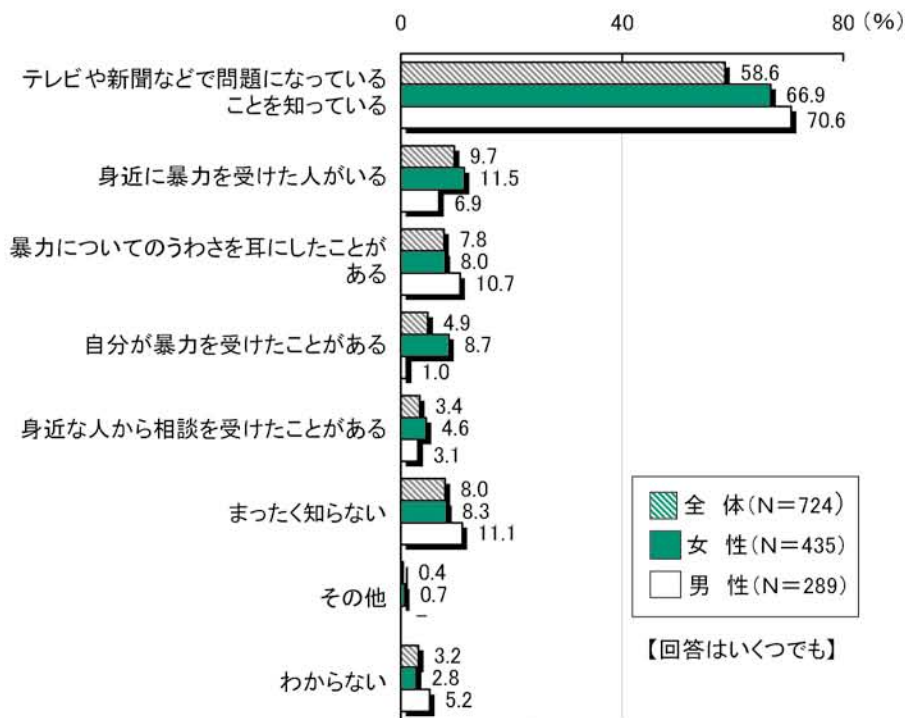
1 あらゆる暴力根絶のための対策と推進

〈現状と課題〉

平成20年調査によれば、*ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあると回答した女性は8.7%、男性は1.0%、*セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の被害にあったと回答した女性は7.8%、男性は0.7%と、被害者は多くの場合女性です。また、同調査の結果では、女性の暴力をなくすために市民が求める施策として、「被害女性が安心して相談できる窓口をつくる」が最も高くなっています。

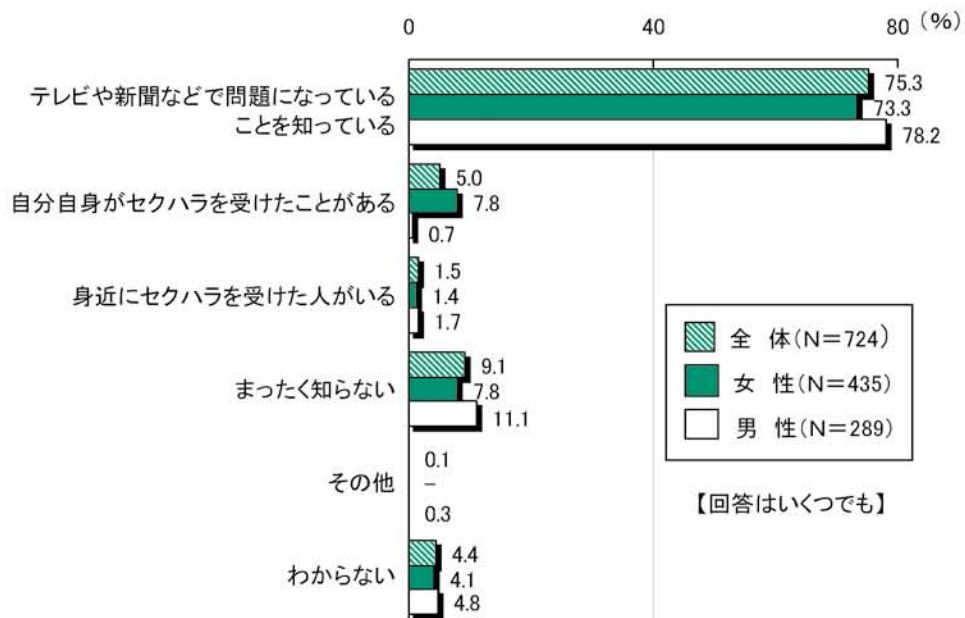
DVについては、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が2007（平成19）年に改正され、市町村の役割強化を目的に市町村のDV防止基本計画の策定が努力義務となりました。また、2004（平成16）年の児童虐待防止法の改正で、DVのある家庭自体が児童への精神的虐待と定義されています。本市においても、DVや虐待に関わる機関との連携を深め、早期発見と早期介入による発生防止に努めます。また、DVや職場のセクシュアル・ハラスメントについての啓発活動を強化する一方で、相談業務の拡充、相談窓口の周知と一層の広報活動を進めます。

● ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況



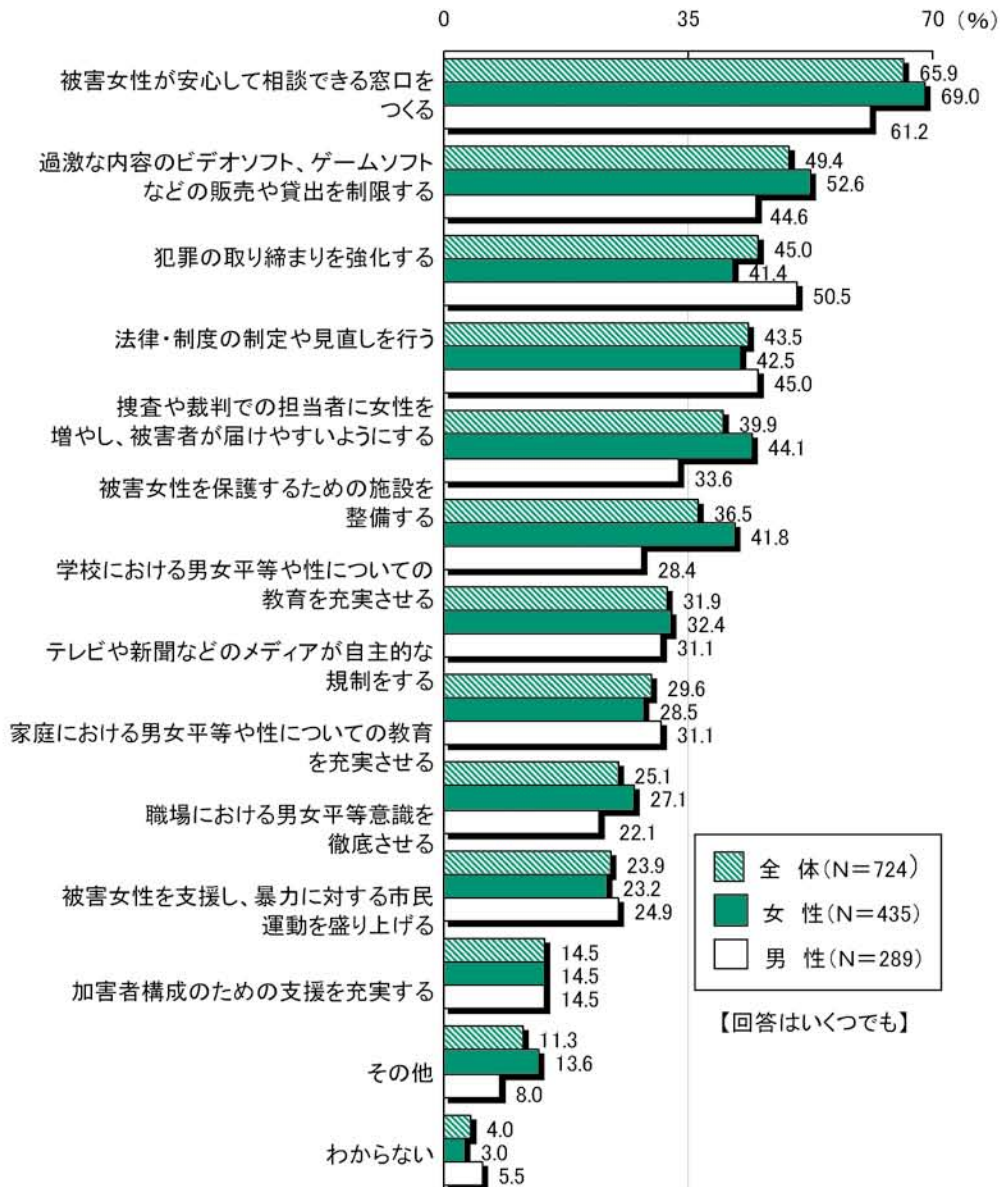
資料: 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

● セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の状況



資料: 宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

● 女性に対する暴力根絶のための取り組み



資料：宗像市「男女共同参画社会に関する市民意識調査」

施策の取り組み（１）DV・セクハラ等の防止の啓発

DVをはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、*パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、職員や市民の認識を高める意識啓発を推進します。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
DV・セクハラ等の防止に向けた啓発活動の実施	市民、事業所、コミュニティ運営協議会に対してあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みや啓発を行います。	継続	男女共同参画推進課
		継続	人権対策課
		継続	コミュニティ課
	校長会・教頭会・教職員研修を利用して、DV・セクハラ防止に向けた啓発を行います。	継続	教育政策課
	幼稚園、保育所、家庭教育学級、子育て支援センター、サロン等において職員及び保護者・利用者にDV・セクハラ防止に向けた啓発を行います。	継続	子ども育成課
	「宗像市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」や「宗像市職員人材育成ビジョン」に基づいて職員への啓発を行います。	継続	人事課

施策の取り組み（２）DV・セクハラ対策の推進

このプランにおけるDV対策基本計画に基づき、DV防止及び被害者保護のため事業を実施・検証していきます。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
DV対策事業の進行管理	DV対策及び被害者保護のためのDV対策基本計画に基づいた事業の実施・検証をしつつ進行管理を行います。	継続	男女共同参画推進課

施策の取り組み（３）DV・セクハラ被害者支援

DVやセクハラ被害者がひとりで悩まず、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関と連携し、支援体制を確立します。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
被害者支援に関する体制づくり	DV・セクハラ被害者に対して庁内で連携を図りながら支援体制を確立します。	継続	男女共同参画推進課

施策の取り組み（４）DV・セクハラ相談、支援体制の充実

DVやセクハラの被害者を対象とする相談窓口の周知徹底を図るとともに、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
相談窓口・相談事業の周知	関係各課と連携を図り、DV・セクハラの相談窓口や相談事業の周知を図ります。	継続	男女共同参画推進課
	母子健診、予防接種及び育児・発達相談等の場で、随時、保護する体制を整備するとともに、適切な関係機関につなげます。	継続	子ども家庭課
	「宗像市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」に基づく相談員の配置や、外部相談機関のEAPにおける相談事業について周知します。	継続	人事課
関係機関との連携強化	DV・セクハラの相談者への支援体制を充実するため、関係機関と情報交換を行いながら連携強化を図ります。	継続	男女共同参画推進課
	関係機関と連携を図り、相談者への支援措置を適切に行います。	継続	市民課
	妊娠期から乳幼児期の健診等を通して、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子ども家庭課
	関係機関との連携を図り、適切な対応を行います。		
被害者のこころのケア	各関係機関等と連携しながら支援を行います。	継続	子ども家庭課
	「宗像市職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」に基づく相談員や外部相談窓口であるEAPを活用します。	継続	人事課



2 生涯を通じた女性の健康支援

《現状と課題》

女性も男性も各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、お互いに思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。心身及び健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

また、若年層の望まない妊娠や性感染症の増加が問題となっており、子どもの成長段階に応じて、性と生殖に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理ができるような取り組みが求められています。

施策の取り組み（1）生涯を通じた女性の心と体の健康づくり

男女が、それぞれのライフステージに応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、健康づくりを推進するための取り組みを支援していきます。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
リプロダクティブヘルス/ライツの意識啓発	女性特有の健康上の問題や生殖に関わる権利について認識を深めるための意識啓発を行います。	継続	男女共同参画推進課
健康づくり推進体制の強化	保健、福祉、医療が一体となって生涯を通じた女性の健康に対する問題に対応するための健康づくり推進体制を整備します。	継続	健康づくり課
* HIV/エイズなどの性感染症に関する啓発	性感染症等の健康をおびやかす問題について、正しい知識の普及・啓発を行います。	新規	男女共同参画推進課
		新規	健康づくり課
ライフステージに応じた健康支援と健康教育の推進	「自分の健康は自分でつくる」という意識の向上や生活習慣病などを予防するようライフステージに応じた内容の健康教育や相談等を行います。	継続	健康づくり課

基本
施策

3 みんなが安全に暮らせる社会環境づくり

《現状と課題》

本市では小学校区を基本的な単位とした市内13地区に住民組織による「コミュニティ運営協議会」が設立され、自主的な活動だけでなくまちづくりについても行政と一緒に進んでいます。活動の一つには地域の安全確保を目指した防火・防災活動、パトロール活動などがあり、安全に暮らせる環境づくりに努めています。

なかでも、防災や防犯において、従来はあまり考慮されてこなかった女性のニーズや視点を考慮する必要があります。コミュニティ運営協議会のさまざまな活動を通じて、男女共同参画を促進することが重要です。男女がともに参加し、その活動に男女共同参画の視点を取り入れることで男女平等意識は広く住民の間に浸透していくと思われまます。そのためにもコミュニティ活動が円滑に行えるようさまざまな角度からの支援が必要となります。

施策の取り組み（1）安全に暮らせる環境づくりへの支援

安全に暮らせる環境づくりを目指して、コミュニティ運営協議会や自治会による防火・防災活動、防犯活動の推進を支援します。

事業名	事業概要	実施区分	担当課
市民との協働による防火・防災活動の推進	コミュニティ運営協議会や自治会による自主防災組織を立ち上げるとともに既存の防災組織については活動の充実を図り、男女共同参画の視点に立って活動を推進します。	継続	生活安全課
	コミュニティ運営協議会や自治会による自主防災組織を立ち上げ、男女共同参画の視点に立って活動を推進します。	継続	コミュニティ課
地域の防犯の意識啓発	防犯意識を高めるための啓発活動を行います。	継続	生活安全課
地域の防犯機能強化	コミュニティ運営協議会による下校時の地区内パトロールや青色パトロールを行い啓発、広報、防犯活動を実施します。	継続	コミュニティ課
	コミュニティ運営協議会等と連携し、「こども110番の家」について啓発を行います。	継続	子ども育成課
公共施設のユニバーサルデザインの推進	学校施設立替・大規模改造などの機会に*ユニバーサルデザインを取り入れた設計や施行を行います。	継続	学校管理課
	ユニバーサルデザインによる公共施設等の整備について、関係機関との調整をはじめ、男女の意見・要望を踏まえながら推進します。	継続	建築課
		継続	コミュニティ課